

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

(1) 固定資産の減価償却の方法

定額法

(2) 引当金の計上基準

退職給付引当金: 期末在籍者の退職金の支給に備えるため、当法人の規程により計算した退職給付引当金を計上している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

該当なし

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人において作成する計算書類は、以下のとおりになっている。

(1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)

(2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)

(3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

(4) 各拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 法人本部拠点(社会福祉事業)

イ 特別養護老人ホーム拠点(社会福祉事業)

・特別養護老人ホームかまくらサービス区分(社会福祉事業)

・(介護予防)短期入所生活介護ショートステイかまくらサービス区分(社会福祉事業)

・(介護予防)通所介護デイサービスセンターかまくらサービス区分(社会福祉事業)

・(介護予防)ヘルパーステーションかまくらサービス区分(社会福祉事業)

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は、以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	164,188,358	119,124,000	0	283,312,358
建物	500,528,838	0	29,038,366	471,490,472
合 計	664,717,196	119,124,000	29,038,366	754,802,830

7. 会計基準第3章第4(4)及び(6)の規定による基本金又は国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は、以下のとおりである。

土地(基本財産)	283,312,358 円
建物(基本財産)	471,490,472 円
計	754,802,830 円

担保している債務の種類及び金額は、以下のとおりである。

設備資金借入金(1年以内返済予定額を含む)	254,860,000 円
計	254,860,000 円

9. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
土地(基本財産)	283,312,358	0	283,312,358
建物(基本財産)	881,010,000	409,519,528	471,490,472
建物	148,000	112,874	35,126
構築物	20,273,507	5,203,772	15,069,735
機械及び装置	7,455,000	6,297,984	1,157,016
車輛運搬具	18,815,700	16,550,907	2,264,793
器具及び備品	27,064,147	25,002,049	2,062,094
権利	113,640	0	113,640
ソフトウェア	9,150,657	7,801,301	1,349,356
修繕積立金資産	0	0	18,000,000
長期貸付金	0	0	1,325,000
その他の固定資産	78,100	0	78,100
合 計	1,247,421,109	470,488,415	796,257,690

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

該当なし

13. 重要な偶発債務

該当なし

14. 重要な後発事象

該当なし

15. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし